山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】社会福祉課・社会福祉係

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	災害対策基本法に基づき、災害時の避難に配慮を要する者を把握し、特に支援を要する者については避難行動要支援者名簿を作成し、あらかじめ本人の同意を得た上で避難支援等関係者と情報共有していくことで、災害発生時に的確かつ迅速な避難行動を実施しようとするもの。	
記録項目	１氏名、２住所、３年齢・生年月日、４性別、５連絡先、６個人識別符号、７要介護度、８身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳の所持及び等級又は程度	
記録範囲	避難行動要支援者名簿登載者 １介護保険における要介護３以上で居宅において生活する方 ２身体障害者手帳所持者（１級または２級） ３知的障害者（療育手帳Ａ以上） ４一人暮らしの高齢者（65 歳以上） ５高齢者（65 歳以上）のみの世帯の方 ※令和５年４月１日より防災計画に基づき変更予定 ４・５の年齢要件を 75 歳以上に引き上げ 精神１級、難病患者(希望者のみ)を登載者要件に追加	
記録情報の収集方法	本人、アクロシティ、アクロシティ総合福祉システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	民生委員児童委員、区長・自治会、自主防災組織 ※提供することに同意された本人の分のみ提供している。	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考	消防防災課作成の避難行動要支援者名簿システムを含む	

作成日（最終修正日）：令和４年 12 月 26 日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】社会福祉課・社会福祉係

個人情報ファイルの名称	【令和５年４月１日　事務廃止】 住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事務を行うため	
記録項目	１住民情報（氏名、住所、カナ氏名、生年月日、性別、続柄、住民区分、住民異動日、住民届出日、住民コード、世帯番号）、２課税情報（令和３年度、４年度課税情報、扶養情報）、３代理人住民情報（氏名、住所、カナ氏名、生年月日、性別、電話番号）、４振込口座情報、５備考	
記録範囲	基準日（令和３年 12 月 10 日、令和４年６月１日）時点で山武市に住民登録がある住民	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、本人、代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和４年 12 月７日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】社会福祉課・社会福祉係

個人情報ファイルの名称	【令和５年４月１日　事務廃止】 価格高騰緊急支援給付金システム	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	価格高騰緊急支援給付金支給事務を行うため	
記録項目	１住民情報（氏名、住所、カナ氏名、生年月日、性別、続柄、住民区分、住民異動日、住民届出日、住民コード、世帯番号）、２課税情報（令和３年度、４年度課税情報、扶養情報）、３代理人住民情報（氏名、住所、カナ氏名、生年月日、性別、電話番号）、４振込口座情報、５備考	
記録範囲	基準日（令和４年９月 30 日）時点で山武市に住民登録がある住民	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、本人、代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和４年 12 月７日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】　社会福祉課・社会福祉係

個人情報ファイルの名称	【令和８年４月１日　事務廃止】 物価高騰支援給付金システム	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰支援給付金支給事務を行うため	
記録項目	１住民情報（氏名、住所、カナ氏名、生年月日、性別、続柄、住民区分、住民異動日、住民届出日、住民コード、世帯番号）、２課税情報（令和６年度課税情報、扶養情報）、３代理人住民情報（氏名、住所、カナ氏名、生年月日、性別、電話番号）、４振込口座情報、５備考	
記録範囲	基準日（令和６年６月３日）時点で山武市に住民登録がある住民	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、本人、代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和８年４月１日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】社会福祉課・障がい福祉係

個人情報ファイルの名称	福祉総合システム（身体障害者手帳）	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部社会福祉課障がい福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者の状況を的確に把握し、身体障害者福祉法に基づく援護の効率的推進を図るため	
記録項目	１　手帳交付状況（障害者氏名・生年月日・性別・住所、障害名、手帳番号、交付日、同居の家族氏名・生年月日・性別、受傷の状況、生活歴）、２　更生医療給付記録、３　補装具給付記録、４　日常生活用具給付記録	
記録範囲	身体障害者手帳所持者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和４年 12 月 26 日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】社会福祉課・保護係

個人情報ファイルの名称	生活保護システム	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護業務の実施のため	
記録項目	１氏名、２続柄、３生年月日、４性別、５宛名番号、６住民登録地、７国籍、８電話番号、９口座番号、１０ケース番号、１１世帯類型、１２訪問類型、１３保護開始日、１４保護廃止日	
記録範囲	生活保護受給者、申請者、相談者、廃止者、親族	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳、官公署等、医療機関等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	山武市教育委員会、千葉県後期高齢者医療広域連合、千葉県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和４年 12 月 26 日

山武市個人情報ファイル簿（単票）　　【課名・係名】社会福祉課・保護係

個人情報ファイルの名称	生活保護等版レセプト管理システムクラウドサービス	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護受給者等の診療報酬明細書の点検業務等に利用するため	
記録項目	１氏名、２生年月日、３性別、４医療機関等の所在地、５医療機関等名称、６診療（調剤）年月、７公費負担者番号、８公費受給者番号、９医療機関（薬局）コード、１０診療（調剤）点数・訪問看護療養費、１１一部負担金額	
記録範囲	生活保護受給者	
記録情報の収集方法	社会保険診療報酬支払基金	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	レセプト点検委託業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）山武市総務部総務課	
	（所在地）〒289-1392　山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和４年 12 月 26 日